

## 『財団法人日本サッカー協会 基本規程』

\* 目次 (改訂項目のみ抜粋)

改訂項目は下線部分です。本文の改訂箇所は別紙をご参照下さい。

## 第 2 章 組 織

## 第 5 節 裁定委員会

● 第 2 8 条 [裁定委員会の設置]	.....	P. 6
● 第 2 9 条 [組織および委員]	.....	P. 6
● 第 3 0 条 [委員の任期]	.....	P. 6
● 第 3 1 条 [委員長・招集・議長]	.....	P. 6
● <u>第 3 2 条 [所管事項]</u>	.....	<u>P. 6</u>
● 第 3 3 条 [事務局]	.....	P. 7
● 第 3 4 条 [裁定委員会規程]	.....	P. 7

## 第 6 節 専門委員会

● 第 3 5 条 [専門委員会の設置]	.....	P. 7
● 第 3 6 条 [組織および委員]	.....	P. 7
● 第 3 7 条 [委員の任期]	.....	P. 8
● 第 3 8 条 [招集・議長]	.....	P. 8
● 第 3 9 条 [所管事項]	.....	P. 8
● 第 4 0 条 [委員長の権限]	.....	P. 8
● 第 4 1 条 [事務局との連携]	.....	P. 8
● 第 4 2 条 [部会および分科会]	.....	P. 8
● 第 4 3 条 [有給専門職]	.....	P. 8
● 第 4 4 条 [細則の制定]	.....	P. 8
<u>[別 表 1] (専門委員会の所管事項)</u>	.....	<u>P. 9</u>

## 第 1 2 章 懲 罰

## 第 4 節 その他の違反行為

● 第 2 2 8 条 [裁定委員会の調査・審議]	.....	P. 50
● 第 2 2 9 条 [違反行為]	.....	P. 50
<u>[別 紙 1] (競技および競技会における懲罰基準)</u>	.....	<u>P. 52</u>
[別 紙 2] (懲罰基準の運用に関する細則)	.....	P. 55

## 第 1 3 章 スポーツ仲裁裁判所 (CAS)

● 第 2 3 0 条 [スポーツ仲裁裁判所 (CAS)]	.....	P. 62
-------------------------------	-------	-------

● 第231条 [CASの管轄]

————— P. 62

## 第14章 ドーピングの禁止

● 第232条 [ドーピングの禁止]

————— P. 63

● 第233条 [アンチ・ドーピング特別委員会]

————— P. 63

※改訂箇所は下線部分です。

---

## 第2章 組 織

---

### 第1節 役 員

---

#### 第3条〔役員〕

本協会には、次の役員を置く。

- (1) 理事：18名以上27名以内および日本国籍を有するFIFA理事  
(うち会長1名、副会長2名から5名、専務理事1名とする)
- (2) 監事：2名または3名(いずれも、本協会の理事もしくは職員または本協会の委員会その他の機関の構成員を兼ねることができないものとする)

#### 第4条〔地域を代表する理事〕

前条の理事中には、都道府県サッカー協会の推薦による者9名(本規程第49条〔定義〕第3号に定める9地域ごとに各1名とする)が含まれていなければならない。

#### 第5条〔役付理事の選任〕

- ① 理事および監事は、評議員会で選任する。
- ② 理事の互選により会長、副会長および専務理事を選任する。
- ③ 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。
- ④ 理事および監事は、相互に兼ねることはできない。

#### 第6条〔特任理事〕

- ① 本協会の運営を円滑に行うため、理事会の承認を得て、特別な任務を有する特任理事(以下「特任理事」という)若干名を置くことができる。
- ② 特任理事は、理事会に出席し、意見を述べ、質疑に応じることができる。ただし、議決権は有しない。

#### 第7条〔理事の職務〕

- ① 会長は、本協会の業務を総理し、本協会を代表する。
- ② 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序により副会長がその職務を代理し、またはその職務を行う。
- ③ 専務理事は、会長を補佐し、理事会の議決に基づき日常の事務に従事する。
- ④ 理事は、理事会を組織して、この基本規程に定めるもののほか、この法人の業務に関する事項を議決し、執行する。

#### 第8条〔監事の職務〕

監事は、本協会の業務および財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。

- (1) 本協会の財産の状況を監査すること
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること
- (3) 財産の状況または業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理

事会、評議員会または文部科学大臣に報告すること

- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会または評議員会を招集すること

#### 第9条〔役員任期および定年制〕

- ① 役員任期は2年とし、再任を妨げない。
- ② 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- ③ 役員は、その任期満了後においても後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。
- ④ 役員は、その就任時に、会長および副会長は満70歳未満、その他の役員は満65歳未満でなければならない。ただし、FIFA理事においてはこの限りではない。また、特任理事は、その就任時に満65歳以上であっても、1任期（特に必要と認められる場合は、2任期）に限り就任が認められる。

#### 第10条〔役員解任〕

役員が、次の各号の一に該当するときは、理事会および評議員会において、理事現在数および評議員現在数各々の4分の3以上の議決により解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

#### 第11条〔役員報酬〕

- ① 役員は、有給とすることができる。
- ② 役員報酬は、理事会の議決を経て会長が定める。

#### 第12条〔名誉総裁等〕

- ① 本協会に名誉総裁を置くことができる。
- ② 本協会に名誉会長、名誉副会長および名誉役員（顧問および参与）を置くことができる。  
尚、「顧問」については、最高顧問、顧問の2区分を総称して「顧問」と称する。
- ③ 名誉総裁、名誉会長、名誉副会長および名誉役員は、理事会の推薦に基づき、評議員会の議決を経て、会長が委嘱する。
- ④ 名誉会長、名誉副会長および顧問は会長および理事会の諮問に応じ、参与は理事会の諮問に応ずる。

## 第2節 理事会

#### 第13条〔構成〕

理事会は、第3条〔役員〕第1号の理事をもって構成する。

#### 第14条〔理事会開催〕

理事会は、原則として毎月1回開催する。ただし、会長が必要と認めた場合、または理事現在数の3分の1以上から付議すべき事項を示して理事会の開催を請求されたときは、その請求があった日から15日以内に臨時理事会を開催しなければならない。

第15条〔理事会の招集・議長〕

- ① 理事会は、会長が招集し、その議長となる。
- ② 理事会を招集するには、理事に対し、付議すべき事項ならびに日時および場所を示して、開催の日の7日前までに書面をもって通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、各理事の同意を得て、この期間を短縮することができる。

第16条〔定足数等〕

- ① 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- ② 理事会の議事は、本規程に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- ③ 監事および各専門委員会の委員長は、理事会に出席して意見を述べるすることができる。

第17条〔理事の議決権〕

- ① 各理事は、理事会における一議決権を有する。
- ② 出席理事のみが議決権を行使ことができ、議決権代理行使によるか又は書簡による投票は認められないものとする。

第18条〔議事録〕

理事会の議事については、議事録を作成し、議長および出席理事の代表2名以上が署名押印の上、これを保存する。

### 第3節 常務理事会

---

第19条〔常務理事会の構成・権限〕

- ① 常務理事会は、会長、副会長、専務理事および、会長の指名により理事会で承認された若干名の理事（この理事を「常務理事」という）で構成する。  
なお、会長は案件ごとに、常務理事以外の理事または特任理事、その他の者を常務理事会に出席させることができるものとするが、それらの者は議決権は有しない。
- ② 理事会に付議すべき事項のうち、緊急の処理が求められる次の各号の案件について、審議、決定する機関として、常務理事会を設置する。
  - (1) 日本代表チームに関する案件
  - (2) 事業に関する案件
  - (3) FIFAまたは外国サッカー協会等に関する国際的的案件
  - (4) 前各号のほかに、会長および専務理事が常務理事会に付議すべきと判断した案件

第20条〔常務理事会の開催・定足数等〕

- ① 常務理事会は、会長が招集して原則として毎月1ないし2回開催し、会長が議長となる。ただし、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指定した副会長がこれにあたる。
- ② 常務理事会は常務理事会構成員の3分の2以上の者が出席しなければ、その議事を開き、議決することができない。ただし、出席する常務理事会構成員に、書面をもってあらかじめ委任した者は出席者とみなす。
- ③ 常務理事会の議事は、出席常務理事会構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- ④ 常務理事会の審議、決定事項は、直後に開催される理事会に報告し、必要な事項については承認を得るものとする。

## 第4節 評議員会

---

### 第21条〔評議員の選任〕

- ① 各都道府県サッカー協会は、各1名の評議員を任命し、当該評議員によって評議員会が構成される。
- ② 前項の都道府県サッカー協会が任命する評議員（各1名）は、原則として当該都道府県サッカー協会会長、副会長、理事長または専務理事の職にあるものとする。
- ③ 特定の評議員とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、評議員現在数の3分の1を超えてはならない。
- ④ 評議員は、役員を兼ねることはできない。
- ⑤ 評議員には、第9条〔役員の任期および定年制〕および第10条〔役員の解任〕の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

### 第22条〔評議員の職務〕

- ① 評議員は、評議員会を組織し、本規程に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、会長に対し必要と認められる事項について助言する。
- ② 次の各号に関する事項については、理事会においてあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。
  - (1) 事業計画および収支予算
  - (2) 事業報告および収支決算
  - (3) 基本財産
  - (4) 長期借入金
  - (5) 新たな義務の負担および権利の放棄（ただし、第1号、第3号および前号に定めるものを除く）
  - (6) その他、業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの
- ③ 理事は、評議員会に出席して意見を述べることができる。

### 第23条〔評議員会の開催〕

評議員会は、原則として毎年3月および6月に開催するほか、臨時に開催する。ただし、会長が必要と認めた場合、または評議員現在数の3分の1以上から付議すべき事項を示して評議員会の開催を請求されたときは、その請求があった日から15日以内に臨時評議員会を開催しなければならない。

### 第24条〔評議員会の招集・議長〕

- ① 評議員会は、会長が招集し、評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。
- ② 評議員会を招集するには、評議員に対し、付議すべき事項ならびに日時および場所を示して、開催の日の7日前までに書面をもって通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、各評議員の同意を得て、この期間を短縮することができる。

### 第25条〔定足数等〕

- ① 評議員会は、評議員現在数の3分の2以上の者が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- ② 評議員会の議事は、本規程に別段の定めがある場合を除くほか、出席評議員の過半

数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- ③ 監事および各専門委員会の委員長は、評議員会に出席して意見を述べるができる。

#### 第26条〔評議員の議決権〕

- ① 各評議員は、評議員会における一議決権を有する。
- ② 出席評議員のみが議決権を行使することができ、議決権代理行使によるか又は書簡による投票は認められないものとする。

#### 第27条〔議事録〕

評議員会の議事については、議事録を作成し、議長および出席評議員の代表2名以上が署名押印の上、これを保存する。

## 第5節 裁定委員会

---

#### 第28条〔裁定委員会の設置〕

本規程およびこれに付随する諸規程（以下、「本規程等」という）に対する違反行為（競技および競技会に関するものを除く）について調査、審議および懲罰案の理事会への提出ならびに本規程等に関連する紛争の和解あつせんを行うため、裁定委員会を設置する。

#### 第29条〔組織および委員〕

- ① 裁定委員会は、委員長および若干名の委員をもって構成する。
- ② 委員は、サッカーに関する経験と知識を有し、または学識経験を有する者で、公正な判断をすることができるもののうちから、理事会の承認を経て会長が任命する。
- ③ 委員は、本協会の理事、事務局職員または47都道府県サッカー協会の役職員を兼ねることができない。
- ④ 委員は非常勤とする。

#### 第30条〔委員の任期〕

- ① 委員長および委員の任期は2年とし、再任されることができる。
- ② 補欠または増員により選任された委員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- ③ 委員は、その任期満了後においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

#### 第31条〔委員長・招集・議長〕

- ① 委員長は委員が互選する。
- ② 裁定委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
- ③ 裁定委員会は、2名以上の委員の出席がなければ、会議を開き、また議決をすることができない。
- ④ 裁定委員会の議事は出席者の過半数をもって決定する。可否同数のときは委員長の決するところによる。
- ⑤ 委員長に事故あるときは、委員のうちから予め互選された者が、その職務を代行する。

第32条〔所管事項〕

- ① 本規程等に対する違反行為のうち、競技および競技会に関連する違反行為（本規程第12章第3節）に対する懲罰については、規律・フェアプレー委員会の調査・審議を経て、理事会が決定する。
- ② 本規程等に対する違反行為のうち、ドーピング禁止に関する違反行為（本規程第14章）に対する懲罰については、アンチ・ドーピング特別委員会が決定する。
- ③ 本規程等に対する違反行為のうち、第1項および第2項を除く違反行為（本規程第12章第4節）に対する懲罰については、裁定委員会の調査・審議を経て、理事会が決定する。ただし、Jリーグにおける違反行為に関してはJリーグ規約の定めるところによるものとする。
- ④ 本協会に加盟または登録する団体（加盟チーム、地域サッカー協会、都道府県サッカー協会、各種の連盟および準加盟チーム）ならびに個人（選手、監督、コーチ、審判、役員、職員その他の関係者）に関連する次の各号の紛争については、当事者の申立に基づき裁定委員会が和解をあっせんするものとする。ただし、Jリーグにおける紛争についてはJリーグ規約の定めるところによるものとする。
  - (1) 契約、所属および移籍に関する紛争
  - (2) 本規程等に関する権利・義務に関わる紛争

第33条〔事務局〕

裁定委員会の事務を処理させるため、裁定委員会に事務局を置く。

第34条〔裁定委員会規程〕

裁定委員会の運営に関する事項は、本規程に定める事項を除き、理事会が制定する『裁定委員会規程』の定めるところによる。

## 第6節 専門委員会

---

第35条〔専門委員会の設置〕

本協会の事業遂行のため、次の専門委員会を設置する。

- (1) 総務委員会
- (2) 競技会委員会
- (3) 規律・フェアプレー委員会
- (4) 審判委員会
- (5) 技術委員会
- (6) スポーツ医学委員会
- (7) 施設委員会
- (8) フットサル委員会
- (9) 財務委員会
- (10) 事業委員会
- (11) 女子委員会
- (12) 国際委員会
- (13) 国際マッチメイク委員会

第36条〔組織および委員〕

- ① 各専門委員会は、それぞれ委員長および若干名の委員をもって構成する。
- ② 各専門委員会の委員長および委員は、本協会役員、地域および都道府県サッカー協



会役員のほか、本協会の事業に関し、知識、経験および熱意を有する者のうちから、理事会の承認を経て会長が委嘱する。

第37条〔委員の任期〕

- ① 各委員会の委員長および委員の任期は2年とし、再任されることができる。
- ② 補欠または増員により選任された委員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- ③ 委員は、その任期満了後においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

第38条〔招集・議長〕

- ① 各専門委員会は、それぞれの委員長が招集し、その議長となる。
- ② 各専門委員会の招集は、各委員に対し会日の7日前までに通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときはこの限りではない。

第39条〔所管事項〕

- ① 各専門委員会の所管事項は、別表1のとおりとする。
- ② 各専門委員会は、所管事項に関し、理事会の諮問に応じて答申を行い、または諮問を待たずして意見を具申するほか、理事会の決定に従い、所管事項に関する事業を実施する。
- ③ 2つ以上の専門委員会の所管事項に該当する事項については、合同委員会を開催し、または委員長間で協議したうえ、理事会に付議するものとする。

第40条〔委員長の権限〕

- ① 各専門委員会の委員長は、次の権限を有する。
  - (1) 理事会に出席し、その所管事項に関する報告または意見陳述を行うこと
  - (2) 緊急を要するため、専門委員会に付議することが困難な事項に関し、自らの判断に基づき決定すること
- ② 各専門委員会の委員長は、前項第2号の決定を行った場合には、次の委員会において、これを報告しなければならない。

第41条〔事務局との連携〕

各専門委員会は、事業の実施に関してはあらかじめ本協会事務局と密接な連絡をとり、事務の円滑な遂行を図らなければならない。

第42条〔部会および分科会〕

- ① 各専門委員会は、その所管事項に関し、理事会の承認を得て、部会を設置することができる。
- ② 各専門委員会は、部会の業務遂行のため、その専門委員会の委員および学識経験者をもって構成する分科会を設置することができる。

第43条〔有給専門職〕

- ① 各専門委員会に、有給専門職を置くことができる。
- ② 有給専門職に関する事項は、理事会が定める。

第44条〔細則の制定〕

各専門委員会は、その所管事項に関し、理事会の承認を得て、細則を制定することができる。

別表 1 [専門委員会の所管事項]

- (1) 総務委員会
  1. 総務、企画、法律、事業、広報、栄典に関する事項
  2. 他の委員会に属さない事項
- (2) 競技会委員会
  1. 各種大会に関する事項と試合の監理
  2. F I F A, A F C の各種大会と J リーグ等の国内大会の日程調整に関する事項
- (3) 規律・フェアプレー委員会
  1. 競技および競技会に関連する違反行為に対する調査・審議および懲罰案の決定
  2. フェアプレーに関する事項
- (4) 審判委員会
  1. 競技規則の解釈、適用
  2. 審判員の養成
  3. 国際審判員に関する事項
  4. 公式競技のための審判員の派遣に関する事項
  5. 審判員の賞罰に関する事項
  6. 審判インストラクター、アセッサーに関する事項
- (5) 技術委員会
  1. 日本を代表するチームの監督候補者の推挙
  2. 日本を代表するチームの編成案の作成
  3. 日本を代表するチームの強化
  4. その他日本を代表するチームに関する事項
  5. 選手の育成、強化に関する事項
  6. ユース年代の普及に関する事項
  7. 強化方針に基づく技術指導
  8. 指導者の養成
  9. 指導に関するビデオ、書籍等の認定、推薦
  10. その他技術指導に関する事項
- (6) スポーツ医学委員会
  1. 選手の健康管理、傷害予防および救急処置に関する事項
  2. アンチ・ドーピングに関する事項
  3. 日本を代表するチームの医事管理に関する事項
  4. 指導者等に対する上記すべての教育および普及に関する事項
  5. 本協会主催の試合および大会における医事管理に関する事項
  6. その他すべての医学および健康に関する事項
- (7) 施設委員会
  1. 競技会の施設関係の指導
  2. 施設および用具に関する規程基準の研究指導
  3. 施設に関する情報の蒐集
  4. 施設の増加、改善対策
  5. ナショナルトレーニングセンター（N T C）に関する事項

- (8) フットサル委員会
  - 1. フットサルに関する事項
  - 2. フットサルに関する大会および試合の監理
  
- (9) 財務委員会
  - 1. 毎年度予算案および決算案の審議
  - 2. 資金運用、借入等資金計画に関する検討
  - 3. 長期財政計画の審議
  - 4. その他財務および経理に関する重要事項の審議
  
- (10) 事業委員会
  - 1. 各種事業の企画・立案
  - 2. 各種事業に関する契約の検討
  - 3. 各種事業の実施
  
- (11) 女子委員会
  - 1. 女子サッカーの強化・育成・普及に関する事項
  
- (12) 国際委員会
  - 1. F I F A、A F C、東アジア連盟（E A F F）その他外国団体との交渉
  - 2. アジア協力に関する事項
  - 3. 上記以外の国際関係
  
- (13) 国際マッチメイク委員会
  - 1. 各年代日本代表チームマッチメイクに関する事項
  - 2. 各年代日本代表チームに関係する FIFA、AFC、EAFF 等公式大会に関する事項
  - 3. 日本を代表するクラブチームの FIFA、AFC、EAFF 等公式大会に関する事項
  - 4. 上記以外の各年代日本代表チームに関する事項（J リーグ、技術委員会、事業委員会との調整を含む）

## 第 7 節 事 務 局

---

### 第 4 5 条〔総 則〕

- ① 本協会の事務を処理するため、事務局を置く。
- ② 事務局には有給の職員を置く。
- ③ 職員の任免は会長が行う。

### 第 4 6 条〔職 制〕 <削 除>

### 第 4 7 条〔事務局の機構および業務〕 <削 除>

### 第 4 8 条〔事務局に関する規程〕

本規程に定めるもののほか、事務局の組織、運営および事務処理に関する事項は、会長の定めるところによる。

---

## 第 1 2 章 懲 罰

---

### 第 1 節 総 則

---

#### 第 1 9 6 条〔懲罰の対象者〕

本協会は、本協会に加盟または登録する団体（加盟チーム、地域サッカー協会、都道府県サッカー協会、各種の連盟、Ｊリーグおよび準加盟チーム、以下、本章において「加盟団体」という）または個人（選手、監督、コーチ、審判、役員、職員その他の関係者、以下、本章において「選手等」という）に対し、本章の定めるところにより、懲罰を科することができる。

#### 第 1 9 7 条〔懲罰の種類〕

- ① 選手等に対する懲罰の種類は次のとおりとする。
  - (1) 警 告  
主審が試合中に競技者に対し、競技規則に基づきイエローカードを示す
  - (2) 退場・退席  
主審が試合中に競技者（退場の場合）または監督その他の関係者（退席の場合）に対し、試合中にフィールドおよびその周辺から立ち去るように命じる
  - (3) 戒 告  
口頭をもって戒める
  - (4) 譴 責  
始末書を取り、将来を戒める
  - (5) 罰 金  
一定の金額を本協会に納付させる
  - (6) 没 収  
取得した不正な利益を剥奪し、本協会に帰属させる
  - (7) 賞の返還  
賞として獲得した全ての利益（賞金、記念品、トロフィー等）を返還させる
  - (8) 一定数、一定期間、無期限または永久的な公式試合の出場停止  
一定数、一定期間、無期限または永久的に、公式試合について、フィールド、ベンチ、ロッカールーム等の区域に立ち入ることを禁止する
  - (9) 公的職務の一時的、無期限または永久的な停止・禁止・解任  
本協会または加盟団体における一切の公的職務を一定期間、無期限または永久的に停止し、禁止し、または解任する
  - (10) 一定期間、無期限または永久的なサッカー関連活動の停止・禁止  
サッカーに関する一切の活動を一定期間、無期限または永久的に停止または禁止する
  - (11) 除 名  
本協会の登録を抹消する
- ② 加盟団体に対する懲罰の種類は次のとおりとする。
  - (1) 戒 告
  - (2) 譴 責
  - (3) 罰 金

- (4) 没 収
  - (5) 賞の返還
  - (6) 試合結果の無効（事情により再戦を命ずる）
  - (7) 得点または勝ち点の減点または無効
  - (8) 得点を3対0として試合を没収（ただし、すでに獲得された得失点差の方が大きい場合には、大きい方を有効とする）
  - (9) 観衆のいない試合の開催
  - (10) 中立地における試合の開催
  - (11) 一定数、一定期間、無期限または永久的な公式試合の出場停止
  - (12) 一定期間、無期限または永久的な公的業務の全部または一部の停止
  - (13) 下位ディビジョンへの降格
  - (14) 除 名
- ③ 前2項各号の懲罰は、併科することができる。

#### 第197条の2〔無期限の懲罰の解除〕

- ① 前条第1項第8号から第10号ならびに第2項第11号および第12号の懲罰のうち、無期限の懲罰を受けた個人または団体（以下個人、団体ともに「当事者」という）は、処分開始日から2年以上経過した後に、以下の手続により解除の申請を行なうことができる。
- (1) 当事者（団体の場合はその代表者）は、解除の嘆願書、活動状況報告書および反省文（以下「当事者申請書類」という）を次のいずれかの組織に提出する。なお、懲罰を受けたときに所属した組織（複数に属する場合はそのいずれか）に申請することを原則とするが、万が一その原則に添えない特段の事由がある場合はその旨を当事者申請書類に明記する。
    - 1. 都道府県サッカー協会
    - 2. 地域サッカー協会
    - 3. 第65条第2項各号に列挙する各種連盟
    - 4. Jリーグ
  - (2) 前号に基づき申請を受けた組織は、調査・審議の上、解除が適切・妥当と判断した場合、当該組織としての嘆願書を作成し、当事者申請書類を添付して本協会事務局に申請する。
  - (3) 本協会事務局は、懲罰案を起案した委員会（規律・フェアプレー委員会または裁定委員会のいずれか。以下「担当委員会」という）に前号の書類一式を回付する。
  - (4) 担当委員会の委員長または委員長から委嘱を受けた者は、当事者から事情を聞き、その聴聞結果を担当委員会にはかり解除の妥当性について審議する。
  - (5) 担当委員会が解除妥当と判断した場合、原則として担当委員会の直後に開催される本協会理事会で解除につき審議・決定する。
- ② 本協会理事会において解除が認められた当事者は、処分解除日として定められた日から復権する。なお、担当委員会または本協会理事会において解除が留保された場合、当事者は留保された原因が消失した後に、再度解除の申請を行なうことができる。

#### 第198条〔選手等に対する罰金〕

- ① アマチュア選手等に対しては、罰金を科さないものとする。
- ② プロ選手等に対して罰金を科す場合は、次の基準による。
  - (1) Jリーグディビジョン1の場合、出場停止処分1試合あたり金10万円以下
  - (2) その他の場合、出場停止処分1試合あたり金5万円以下

第199条〔共犯等〕

他の者を教唆もしくは幫助し、または他の者と共謀してもしくは他の者を利用して違反行為を行わせた加盟団体または選手等には、自ら違反行為を行った場合に準じて懲罰を科するものとする。

第200条〔役員・監督等の加重〕

役員、監督その他の管理・監督関係者が違反行為を行った場合には、特段の定めがない限り、その違反行為について定められた懲罰の2倍以下の範囲内において、懲罰を加重して適用することができる。

第201条〔両罰規定〕

加盟団体に所属する個人が違反行為を行った場合には、その個人に対して懲罰を科するほか、その個人が所属する加盟団体に対しても懲罰を科することができる。ただし、その加盟団体に過失がなかったときは、この限りではない。

第202条〔罰金の合算〕

同時に複数の違反行為が罰金の対象となった場合には、各々について定められた罰金の合算額をもって、罰金の金額とする。

第203条〔違反行為の重複による加重〕

同種の違反行為を重ねて行った場合には、その違反行為について定められた懲罰の2倍以下の範囲内において、懲罰を加重することができる。

第204条〔情状による軽減〕

- ① 違反行為が行われた場合においても、その情状において酌量すべき事情があるときは、その懲罰を軽減することができる。
- ② 前条により懲罰を加重すべき場合においても、なお前項の規定を適用することができる。

## 第2節 調査・審議の手続

---

第205条〔調査・審議の手続〕

本協会、都道府県協会、各種連盟、Ｊリーグまたは公式競技会の規律・フェアプレー委員会（以下、本節においては単に「規律・フェアプレー委員会」という）および本協会の裁定委員会における懲罰の調査および審議の手続は、本節に定めるところによる。

第206条〔所管事項〕

- ① 競技および競技会に関連する違反行為に対する懲罰については、第3節の定めるところにより所管の規律・フェアプレー委員会が調査・審議を行う。
- ② 前項に定めるものを除く違反行為については第4節の定めるところにより本協会の裁定委員会が調査・審議を行う。

第207条〔都道府県サッカー協会等における懲罰〕

- ① 本協会は、都道府県サッカー協会、地域サッカー協会、各種連盟およびＪリーグ（以下、本条において「都道府県協会等」という）に対して、その所管する加盟団体また

は選手等に関する懲罰問題を本章の規定にしたがって処理し、懲罰を決定・適用する権限を委任する。

- ② 都道府県協会等は、前項に従って懲罰問題を処理するため、それぞれ規律・フェアプレー委員会を設置する。
- ③ 都道府県協会等の規律・フェアプレー委員会は、決定した懲罰の内容を、本協会に通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する懲罰を科す場合には、懲罰案を本協会に通知し本協会の理事会が懲罰を決定・適用する。
  - (1) 6ヶ月以上の出場停止処分
  - (2) 罰金
  - (3) 没収
  - (4) 6ヶ月以上の公的職務の停止・禁止・解任
  - (5) 6ヶ月以上のサッカー関連活動の停止・禁止
  - (6) 下位ディビジョンへの降格
  - (7) 除名

#### 第208条〔裁定委員会の手続の開始〕

本協会裁定委員会は、理事会の諮問または会長の申出があった場合に調査・審議を開始する。

#### 第209条〔手続の非公開〕

規律・フェアプレー委員会および裁定委員会における懲罰の手続および記録は非公開とする。ただし、規律・フェアプレー委員会または裁定委員会は、手続の公正が害されるおそれがなく、かつ、相当の理由があると認めるときは、関係者の傍聴を許すことができる。

#### 第210条〔聴聞〕

規律・フェアプレー委員会および裁定委員会は、原則として当事者に対し事情聴取を行い、その意見を聞くものとする。ただし、当事者の同意がある場合または対象者が事情聴取を拒否もしくは無断欠席した場合はこの限りではない。

#### 第211条〔言語〕

- ① 規律・フェアプレー委員会および裁定委員会の手続および書面における言語は日本語を使用するものとする。
- ② 当事者または関係者が外国語を使用する場合には、口頭の陳述については日本語の通訳を同行し、文書については日本語の訳文を添付しなければならない。

#### 第212条〔代理人〕

弁護士および規律・フェアプレー委員会または裁定委員会が承認した者を除き、当事者の代理人となることができない。

#### 第213条〔証拠の評価〕

- ① 懲罰の審議においては、主審・副審・第4の審判員・マッチコミッショナーおよび審判インスペクターの報告、当事者および目撃者の供述および文書、音声または画像の記録、専門家の意見その他一切の証拠を参照することができる。
- ② 審判およびマッチコミッショナーの報告書に含まれる事実は、正しいものと推定する。

第214条〔議決〕

規律・フェアプレー委員会および裁定委員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長の決するところとする。

第215条〔懲罰案の作成〕

規律・フェアプレー委員会および裁定委員会は、調査・審議の上、次の事項を記載した懲罰案を作成し、これを理事会に提出しなければならない。

- (1) 当事者の氏名（団体の場合は団体名および代表者名）ならびに住所
- (2) 代理人があるときは、その氏名および住所
- (3) 主文（判断の結論。効力発生日を含む。）
- (4) 判断の理由
- (5) 作成年月日

第216条〔裁定委員会の懲罰案の尊重〕

理事会は、裁定委員会の懲罰案を十分に尊重し、かつ、本協会全体の利益を考慮した上、懲罰の決定を行うものとする。

第217条〔理事会の決定の最終的拘束力〕

理事会の懲罰に関する決定は最終的なものであり、全ての加盟団体および選手等は、これに拘束され、理事会の決定に関して裁判所その他の機関等に不服申立等を行うことはできない。

第218条〔再審査請求〕

- ① 懲罰を受けた者は、十分な新たな反証を有する場合に限り、懲罰の当事者への通知後10日以内に、本協会裁定委員会に対して申立書および証拠を提出し、手数料10万円を納付して再審査を請求することができる。
- ② 再審査の手続は、上記の調査・審査の手続に準ずるものとし、再審査申立に対して出された理事会の決定は最終的なものとし、さらなる再審査を求めることはできないものとする。

### 第3節 競技および競技会における違反行為

---

第219条〔競技および競技会における違反行為〕

加盟団体または選手等の違反行為のうち、日本国内で実施される公式試合および公式競技会に関するものに対しては、本節の定めるところにより、所管の規律・フェアプレー委員会の調査・審議を経て懲罰を適用する。

第220条〔国外の競技会における違反行為〕

加盟団体または選手等が、国外で行われる競技会において違反行為を行った場合においても、本章の定めるところにより懲罰を科すことができる。

第221条〔公式競技会における懲罰〕

日本国内で実施される公式競技会においても、それぞれ規律・フェアプレー委員会を設置し、本章の規定に従い、その競技会に関する規律問題を処理しなければならない。この場合、第207条〔都道府県サッカー協会等における懲罰〕第2項および第



3項を準用する。

第222条〔主審の下す懲罰〕

試合中は主審が懲罰の決定を下すものとし、その決定は最終的なものとする。

第223条〔警告〕

主審による警告処分の対象となる違反行為およびこれに対する懲罰は、別紙1『競技および競技会における懲罰基準』第1項のとおりとする。

第224条〔退場・退席〕

主審による退場・退席処分の対象となる違反行為およびこれに対する懲罰は、別紙1『競技および競技会における懲罰基準』第2項のとおりとする。

第225条〔その他の違反行為〕

競技および競技会における違反行為のうち前2条に定めるものを除く行為に対する懲罰は、別紙1『競技および競技会における懲罰基準』第3項以下のとおりとする。

第226条〔出場停止処分を繰り返した場合〕

同一競技会において繰り返し出場停止処分に相当する違反行為を行った場合、出場停止処分の原因が同一でなくとも、処分の件数に応じて出場停止試合数を加算し、罰金を科すことができる。

第227条〔懲罰基準の運用細則〕

本協会の規律・フェアプレー委員会は、理事会の承認を得て、懲罰基準の運用に関する細則を定めることができる。

## 第4節 その他の違反行為

---

第228条〔裁定委員会の調査・審議〕

加盟団体または選手等の違反行為のうち、前節に定めるもの（競技および競技会における違反行為）を除くものに対しては、本節の定めるところにより、本協会裁定委員会または第207条〔都道府県サッカー協会等における懲罰〕所定の都道府県サッカー協会等の調査・審議を経て懲罰を適用する。

第229条〔違反行為〕

加盟団体または選手等が次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合には、第197条〔懲罰の種類〕第1項各号（(1)号及び(2)号を除く）および第2項各号の懲罰を科す。

- (1) 本規程または本規程に付随する諸規程に違反したとき
- (2) 本協会の指示命令に従わなかったとき
- (3) 本協会、加盟団体または選手等の名誉または信用を毀損する行為を行ったとき
- (4) 本協会または加盟団体の秩序風紀を乱したとき
- (5) 刑罰法規に抵触する行為を行ったとき
- (6) 加盟団体または選手等に対し、その職務に関して不正な利益を供与し、申込み、要求しまたは約束したとき
- (7) 加盟団体または選手等が、方法のいかんを問わず、また直接・間接を問わず試合

結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為に関与した場合

- (8) 加盟団体または選手等が、脱税その他不正な経理を行った場合

〔別 紙 1〕

競技および競技会における懲罰基準

1. 警 告

- 1-1. 以下(1)ないし(9)号のいずれかに該当する場合には、主審は警告を命じ、かつ規律・フェアプレー委員会は以下①ないし②号のとおり懲罰を科す。

- (1) 反則行為
- (2) 危険な行為
- (3) 主審、副審の判定に対する非難、抗議等
- (4) 主審、副審、他の競技者、その他競技に立ち会っている人々に対する非難
- (5) 不正な行為
- (6) 反スポーツ的な行為（シミュレーションを含む）
- (7) 策略的な行為（時間稼ぎ、露骨なハンド等を含む）
- (8) 主審に無断で一時的にフィールドを離れる行為
- (9) その他スポーツマンらしくない行為（観客への無礼な仕種、差別発言その他の差別的行為等を含む）

①繰り返した場合（同一競技会において、前の試合で既に警告されている競技者への警告。内容は同一でなくてもよい）： 同一競技会において最低1試合の出場停止。

②同一競技会において、上記①の処分に該当する行為を重ねて行った場合： 同一競技会において最低2試合の出場停止。

- 1-2. 同一試合中に2度警告を受け、退場を命ぜられた場合（内容は同一でなくてもよい）には、規律・フェアプレー委員会は以下のとおり懲罰を科す。

①1回目の場合：最低1試合の出場停止。

②繰り返した場合：最低2試合の出場停止および罰金。

2. 退 場

以下の2-1(1)ないし(10)号または2-2ないし2-6のいずれかに該当する場合には、主審は退場を命じ、かつ規律・フェアプレー委員会は、各項①号以下の定めにより懲罰を科す。

- 2-1. 以下のいずれかに該当する場合

- (1) 著しい反則行為
- (2) きわめて危険な行為
- (3) 乱暴な行為
- (4) 主審、副審の判定に対する執拗な抗議
- (5) 他の競技者、その他の競技に立ち会っている人々に対する侮辱
- (6) 警告を与えられた後、さらに不正な行為を繰り返す
- (7) きわめて反スポーツ的な行為
- (8) 策略的な行為を繰り返す（1-1.(7)号参照）

- (9) 主審に無断で抗議のためにフィールドを離れる行為
- (10) その他、きわめてスポーツマンらしくない行為（1-1. (9)号参照）

- ① 1回目の場合：最低1試合の出場停止。
- ② 繰り返した場合（内容は同一でなくてもよい）：最低2試合の出場停止および罰金。

- 2-2. 他の選手、監督、コーチ、役員、職員その他競技に立ち会っている関係者（以下、「選手等」という）に対する暴行・脅迫および一般大衆に対する挑発行為

- ① 1回目の場合：最低2試合の出場停止および罰金。
- ② 繰り返した場合：最低4試合の出場停止および罰金。

- 2-3. 選手等に対する著しい暴行・脅迫（乱闘、喧嘩等を含む）

- ① 1回目の場合：最低6試合の出場停止および罰金。
- ② 繰り返した場合：最低12か月の出場停止および罰金。

- 2-4. 主審および副審に対する侮辱または公然の名誉毀損行為

- ① 1回目の場合：最低2試合の出場停止。
- ② 繰り返した場合：最低4試合の出場停止および罰金。

- 2-5. 主審および副審に対する傷害の意図のない乱暴な行為

- ① 1回目の場合：最低4試合の出場停止および罰金。
- ② 繰り返した場合：最低8試合の出場停止および罰金。

- 2-6. 主審および副審に対する暴行・脅迫

- ① 1回目の場合：最低12か月の出場停止および罰金。
- ② 繰り返した場合：無期限の出場停止。

### 3. その他の違反行為

- 3-1. 以下の(1)ないし(4)号のいずれかに該当する場合には、規律・フェアプレー委員会は以下①号以下に定めるところにより懲罰を科す。

- (1) チームまたは選手等が試合継続を拒否し、または試合を放棄する場合
- (2) 試合中または試合終了後の、競技場内における騒乱（観衆による競技場乱入、爆竹、花火、ロケット花火等の投入、その他の事件。）

- (3) チームによる著しい違反行為

~~(4) ドーピング違反行為~~

[チームに対する懲罰]

- ① 戒告
- ② 譴責
- ③ 罰金
- ④ 没収
- ⑤ 賞の返還

- ⑥ 試合結果の無効（事情により再戦を命ずる）
- ⑦ 得点または勝ち点の減点または無効
- ⑧ 得点を3対0として試合を没収（ただし、すでに獲得された得失点差の方が大きい場合には、大きい方を有効とする）
- ⑨ 観衆のいない試合の開催
- ⑩ 中立地における試合の開催
- ⑪ 一定数、一定期間、無期限または永久的な公式試合の出場停止
- ⑫ 下位ディビジョンへの降格
- ⑬ 除名

[選手等に対する懲罰]

- ① 戒告
- ② 譴責
- ③ 罰金
- ④ 没収
- ⑤ 賞の返還
- ⑥ 一定数、一定期間、無期限または永久的な公式試合の出場停止
- ⑦ 公的職務の一時的、無期限または永久的な停止・禁止・解任
- ⑧ 一定期間、無期限または永久的なサッカー関連活動の停止・禁止
- ⑨ 除名

[競技会開催の責任を負う加盟団体に対する懲罰]

- ① 戒告
- ② 譴責
- ③ 罰金
- ④ 一定期間、無期限または永久的な公的業務の全部または一部停止
- ⑤ 除名

- 3-2. 選手証、監督証またはその他の文書を偽造・変造し、または偽造・変造文書を行使した場合。

罰則：最低12ヶ月の出場停止

- 3-3. 未登録で公式試合に出場した場合。

罰則：最低12ヶ月の出場停止

#### 4. 罰金

- 4-1. 罰金を科す場合は次の基準による。

- (1) Jリーグディビジョン1の場合、出場停止処分1試合あたり金10万円以下
- (2) その他の場合、出場停止処分1試合あたり金5万円以下

- 4-2. アマチュアの選手等およびアマチュアの選手のみで構成された団体に対しては、罰金を科さないものとする。

〔別 紙 2〕

懲罰基準の運用に関する細則

第 1 条〔6 ヶ月以上の懲罰を科す場合の運用について〕

- (1) 都道府県サッカー協会、地域サッカー協会、各種連盟および Jリーグ（以下、本条において「都道府県協会等」という）の規律・フェアプレー委員会は、本協会の懲罰基準に基づき、懲罰を決定する。
- (2) 前項の定めにかかわらず、「6 ヶ月以上の出場停止処分」、「罰金」、「没収」、「6 ヶ月以上の公的職務の停止・禁止・解任」、「6 ヶ月以上のサッカー関連活動の停止・禁止」、「下位ディビジョンへの降格」または「除名」（基本規程 207 条 3 項各号参照）については、都道府県サッカー協会等には決定権はないものとし、懲罰案を本協会に連絡した上で、本協会が決定するものとする。
- (3) 期間を定めず、特定の試合数の出場停止処分を科す場合であっても、その期間が 6 ヶ月を超える可能性がある場合は、前項と同様とする。

第 2 条〔警告の累積による出場停止試合数〕

- ① 警告の累積による公式試合の出場停止試合数は以下のとおりとする。  
なお、同一試合で 2 回の警告を受けて退場処分を受けた場合には、その 2 回の警告は累積に加算しない。
  - (1) 1 チームの最大試合数が 9 試合以下の競技会の場合：  
警告の累積が 2 回に及んだ選手は、当該競技会の次の 1 試合を出場停止処分とする。
  - (2) 1 チームの最大試合数が 10 試合以上 19 試合以下の競技会の場合：  
警告の累積が 3 回に及んだ選手は、当該競技会の次の 1 試合を出場停止処分とする。
  - (3) 1 チームの最大試合数が 20 試合以上の競技会の場合：  
警告の累積が 4 回に及んだ選手は、当該競技会の次の 1 試合を出場停止処分とする。
- ② 前項各号の場合において、当該競技会で警告の累積による出場停止を繰り返した場合には、2 回目以降については、2 試合の出場停止処分とする。
- ③ 前 2 項の出場停止処分は、同一競技会のみにも適用されるものとし、他大会に影響しない。  
【例】(1) の競技会では、2 回目で 1 試合、4 回目で 2 試合、6 回目で 2 試合の出場資格停止となる。

第 3 条〔出場停止処分の適用範囲〕

- ① 選手、監督、コーチ、役員、職員その他の関係者（以下、「選手等」という）が出場停止処分を受けた場合、フィールドのほか、ベンチ、ロッカールーム等の区域（AD カード等の入場証が使用される競技会の場合、そのカード等によって立ち入りが制限される区域）に立ち入ることはできないものとする。
- ② 出場停止処分を受けた選手等は、観客席で試合を観戦することができるが、携帯電話等の機器を使用する等の一切の方法により他の選手等へ指示・助言等を行うことはできないものとする。

第4条〔出場停止処分の消化対象試合について〕

出場停止処分を受けた選手等は、出場停止処分を受けたチームが出場する直近の、日本サッカー協会、地域サッカー協会または都道府県サッカー協会が主催する競技会の試合において、その処分を消化するものとする。

ただし、処분이複数の試合にまたがる場合は、順次その次の試合において消化する。

第5条〔複数のチームで競技会に出場する場合の出場停止処分の消化〕

選手等が、出場停止処分を受けたチームでその処分を消化し切れないうまま、処分を受けたチーム以外のチームにおいて試合に出場しようとする場合には、未消化分の試合数については引続き出場停止の効力が残存するものとする。

ただし、出場停止処분이1試合の場合は、未消化であっても処分の効力は消滅し処分を受けたチーム以外のチームの試合に出場することができる。

<処分消化事例一覧>

▼：出場停止 ×1：処分消化1試合目 ×2：処分消化2試合目 ○：試合出場

所属(登録)チーム	▼(1試合)		×1	○				
選抜チーム		○						

※選抜チームで処分を受けた場合も同様

所属(登録)チーム	▼(2試合)				×1	×2	○	
選抜チーム		×1	×2	○				

所属(登録)チーム	▼(2試合)	×1			×2	○		
選抜チーム			×2	○				

所属(登録)チーム					○			
選抜チーム	▼(2試合)	×1	×2	○				

J(トップ)	▼(2試合)			×1			×2	○
J(サテライト)		×1			○			
J(ユース)			×2			○		

所属(登録)チーム			×2	○				
選抜チーム	▼(2試合)	×1						

※処분이未消化となっている選抜チームでの処分2試合目は、登録年度内に再び所属(登録)チーム以外のチームで活動する場合には、そこで消化する。ただし、登録年度内に活動がない場合には、未消化が1試合の場合は登録年度末で処分は失効する(第5条参照)が、処분이2試合以上未消化の場合は次登録年度に持ち越す。

第6条〔試合が中止等となった場合の懲罰の消化〕

① 試合がいずれのチームの責にも帰すべからざる事由により開催不能または中止となった場合には、当該試合中に出された警告・退場・退席の処分は効力を失わないものとする。

- ② 試合が一方または両方のチームの責に帰すべき事由により開催不能、中止、無効試合または没収試合となった場合には、当該試合中に出された警告・退場・退席の処分の効力については次のとおりとする。
- (1) 再試合を実施する場合には、退場・退席の処分は有効とし、警告の処分は効力を失うものとする。
  - (2) 再試合を実施しない場合および没収試合の場合には、責に帰すべき事由のあるチームが受けた処分のみ有効とし、両方のチームに責に帰すべき事由がある場合には両チームの受けた処分を有効とする。
- ③ 出場停止処分が試合数をもって科されている場合には、開催不能、中止、無効試合または没収試合となった試合については、出場停止試合に算入する。但し、試合が開催不能、中止、無効試合または没収試合となったことにつき責に帰すべきチームおよび選手等に対しては、出場停止試合に算入しないものとする。

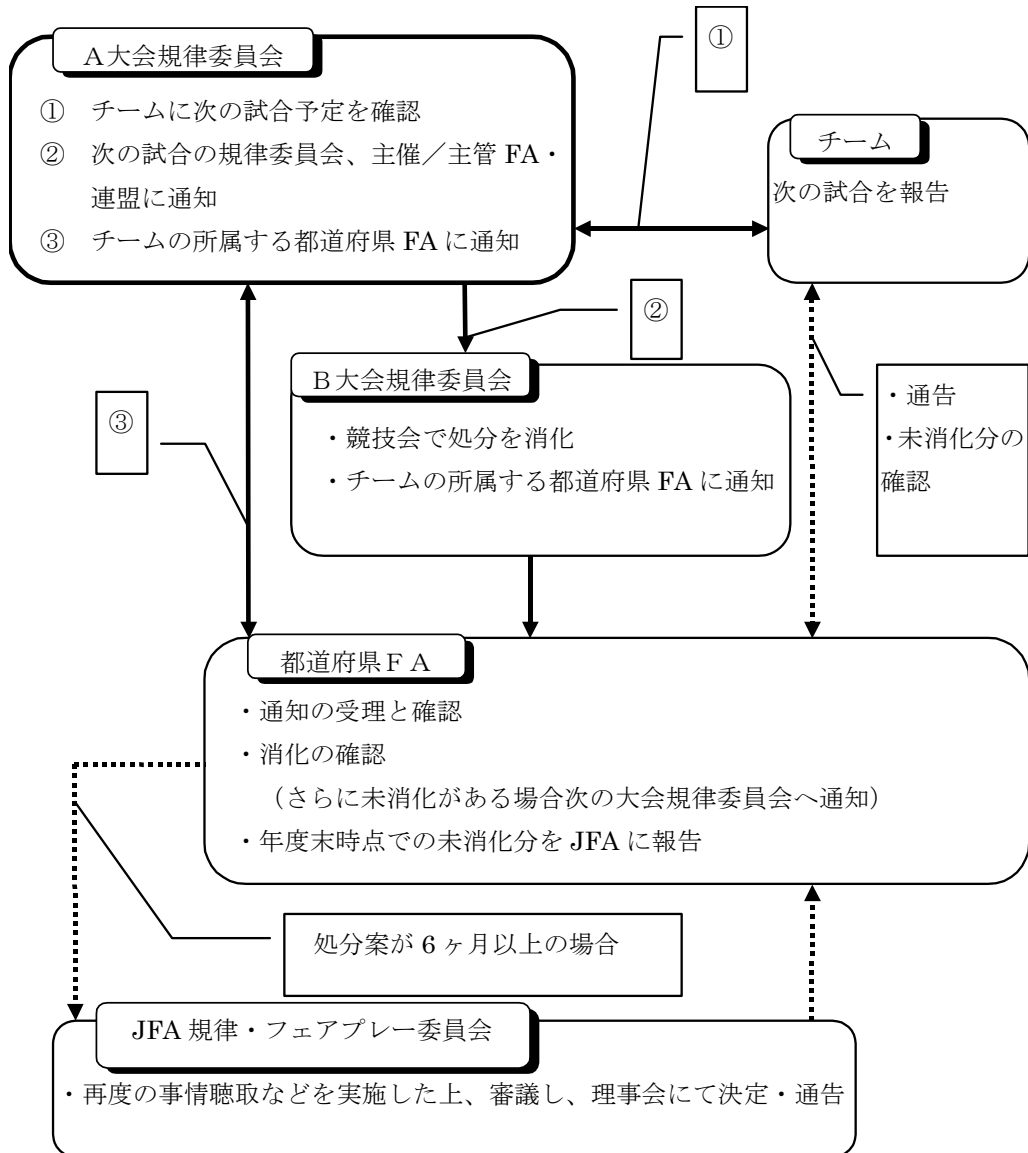
第7条〔登録年度をまたがる出場停止の消化〕

懲罰基準および本細則に基づく懲罰のうち、出場停止処分の未消化分が登録年度終了時に2試合以上におよぶ場合には、次の登録年度に持ち越すものとし、未消化分が1試合の場合には当該登録年度終了をもって失効するものとする。



第 8 条〔競技会終了時に未消化となった懲罰の管理〕

競技会で消化しきれなかった懲罰について、以下の流れに従って実施、管理する。



## 第9条〔競技規則と懲罰基準の関係〕

競技規則と懲罰基準については、下表に従い、読み替えて運用する。

競技規則と懲罰基準（JFA基本規程〔別紙1〕競技および競技会における懲罰基準）の対比

〔警告〕

2004. 6. 20 訂正

	競技規則	懲罰基準
1	反スポーツ的行為を犯す	1-1 (5) 不正な行為
		1-1 (6) 反スポーツ的な行為（シミュレーションを含む）
		1-1 (7) 策略的な行為（露骨なハンド等）
		1-1 (9) その他スポーツマンらしくない行為 （観客への無礼な仕種、 差別発言その他の差別的行為等を含む）
2	言葉または行動によって異議を示す	1-1 (3) 主審、副審の判定に対する非難、抗議等
		1-1 (4) 主審、副審、他の競技者、その他競技に立ち会っている人々に対する非難
3	繰り返し競技規則に違反する	1-1 (1) 反則行為
4	プレーの再開を遅らせる	1-1 (7) 策略的な行為（時間稼ぎ等）
5	コーナーキック、またはフリーキックでプレーを再開するとき、規定の距離を守らない	1-1 (7) 策略的な行為（時間稼ぎ等）
6	主審の承認を得ずに意図的にフィールドに入る、または復帰する	1-1 (8) 主審に無断で一時的にフィールドを離れる行為
7	主審の承認を得ずに意図的にフィールドから離れる	1-1 (8) 主審に無断で一時的にフィールドを離れる行為
※	ラフプレー（上記7項目に加え審判報告書の警告理由に加えられている）	1-1 (2) 危険な行為

〔退場〕

2004. 6. 20

	競技規則	懲罰基準	懲罰
1	著しく不正なプレーを犯す	2-1 (1) 著しい反則行為	最低1試合
2	乱暴な行為を犯す	2-1 (3) 乱暴な行為	最低1試合
		2-2 選手等に対する暴行・脅迫および一般大衆に対する挑発行為	最低2試合および罰金
		2-5 主審および副審に対する傷害の意図のない乱暴な行為	最低4試合および罰金
		2-3 選手等に対する著しい暴行・脅迫（乱闘、喧嘩等を含む）	最低6試合および罰金
		2-6 主審および副審に対する暴行・脅迫	最低12ヶ月および罰金
3	相手競技者あるいはその他の者につばを吐きかける	2-1 (3) 乱暴な行為	最低1試合
		2-2 選手等に対する暴行・脅迫および一般大衆に対する挑発行為	最低2試合および罰金

(協議) 資料No. 1 ⑤

		2-3	選手等に対する著しい暴行・脅迫（乱闘、喧嘩等を含む）	最低 6 試合および罰金
		2-6	主審および副審に対する暴行・脅迫	最低 1 2 ヶ月および罰金
4	競技者が意図的に手でボールを扱って、相手チームの得点、あるいは決定的な得点の機会を阻止する	2-1(1)	著しい反則行為	最低 1 試合
5	フリーキックあるいはペナルティキックとなる違反で、ゴールに向かって相手競技者の決定的な得点の機会を阻止する	2-1(1)	著しい反則行為	最低 1 試合
6	攻撃的な、侮辱的な、あるいは下品な発言や身振りをする	2-1(5)	他の競技者、その他の競技に立ち会っている人々に対する侮辱	最低 1 試合
		2-4	主審および副審に対する侮辱または公然の名誉毀損行為	最低 2 試合
7	同じ試合の中で二つ目の警告を受ける	2-1(6)	警告を与えられた後、さらに不正な行為を繰り返す	最低 1 試合
		2-1(8)	戦略的な行為を繰り返す	最低 1 試合

第 10 条〔改正〕

本細則は平成 12 年 4 月 20 日より施行する。なお、本件に関して以前に発せられた運用基準、通達等はこの細則の施行と同時に失効する。

〔改定〕

平成 13 年 5 月 24 日

平成 16 年 6 月 20 日

平成 19 年 3 月 18 日

(参考資料) 事情聴取での必要な情報

1. 大会名等
  - ・ X県選手権P地区予選トーナメント第3回戦(出場16チーム)、a対f
2. 日時、場所、ピッチコンディション等の条件
  - ・ 1999年M月D日 13:35キックオフ 前半25分頃
  - ・ X県総合競技場、芝生(一部はげ)、前日の雨により滑りやすかった
3. 案件に関わった人の名前、所属等
  - ・ 主審; R(チームr、3級)、副審; S(チームr、4級)、T(チームr、3級)
  - ・ A選手(チームa)、F選手(チームf)
  - ・ 会場責任者(等の客観的第三者); M(X県P地区社会人連盟事務局)
4. 審判報告書、審判報告書(重要事項)
  - ・ 主審が記入し、署名のあるもの(退場があった場合、審判は審判報告書(重要事項)に詳細に記入して報告しなければならない)
5. 案件の客観的事実とそれを確認した人
  - ・ 詳細かつ客観的な事実(選手役員のとった行動、発言した内容等を、それぞれ具体的に記載し、個別に誰が確認したかも明記する)
  - ・ 案件の背景(事実上の決勝戦、前回の対戦でも小競り合いがあった)
  - ・ 確認した人は客観的に事実を見ることの出来た第三者であることがのぞましい
6. 事情聴取を実施した日付等
  - ・ 事情聴取担当者; N(X県規律フェアプレー委員長)、O(同委員)、P(同委員、P地区規律フェアプレー委員長)
7. 事情聴取の結果
  - ・ 客観的な事実でない場合(主審Rはそう聞いた、副審Tにはそう見えた)や、それぞれで意見が分かれる場合(副審Sは「タックルされた」が選手Fは「近づきすぎて接触した」)はその発言者名を明記し、個別に記載する
  - ・ 「覚えていない」というような場合には、その旨を明記する
  - ・ 報告書が出来た段階で、意見が記載の通りで間違いが無いかを当事者に直接確認する
8. 処分案
  - ・ 6ヶ月以上の処分を課す方針となった場合には、本委員会に即刻報告し、日本協会理事会が最終決定を行う
  - ・ その際、被処分者には確認がなされるまで暫定的な処分であることを通知する
9. その他の特記事項
  - ・ 情状酌量に値する事項等については、客観的事実を具体的に記載する

---

## 第 1 3 章 スポーツ仲裁裁判所 (C A S)

---

### 第 2 3 0 条 [スポーツ仲裁裁判所 (C A S)]

- ① 本協会は、加盟チーム、都道府県サッカー協会、地域サッカー協会、各種の連盟、Jリーグおよび準加盟チームならびにそれらに所属する選手、役職員ならびにライセンスを付与された試合エージェントおよび選手エージェントとの間での紛争を解決するために、スイスのローザンヌに本部のある独立したスポーツ仲裁裁判所を承認する。
- ② C A S スポーツ関係仲裁規則の規定は手続に適用される。C A S は、F I F A の種々の規定と、それに加えて、スイス法を適用する。

### 第 2 3 1 条 [C A S の管轄]

- ① 本協会によって下された最終決定に対する不服申立は、当該決定の通知から 21 日以内に C A S に提起されるものとする。
- ② C A S への不服申立の提起は、すべての他の内部の手続が使い尽くされた後にのみ、C A S に対してなされることができる。
- ③ C A S は、以下の事項から生ずる不服申立は取り扱わない。
  - (1) 競技規則の違反
  - (2) 4 試合以下または 3 ヶ月以内の出場停止
  - (3) 本協会または A F C の規則に基づき認められた、独立の且つ適法に構成された仲裁機関に対して不服申立をすることができる決定
- ④ 不服申立は、中断効を有しないものとする。C A S は、中断効を有する不服申立を命じることができる。
- ~~⑤ 世界アンチドーピング機構 (W A D A) は、ドーピングの決定の場合においてのみ、本協会におけるすべての内部の手続が使い尽くされた後にのみ、C A S に対して不服申立することができる。~~

---

## 第14章 ドーピングの禁止

---

### 第232条〔ドーピングの禁止〕

- ① 本協会は選手の健康を保持するとともに、試合の公平な実施を確保するため、ドーピングを禁止し、ドーピング検査を実施する。
- ② ドーピングの定義、ドーピング検査の手続き、違反者に対する制裁、その他ドーピングに関する事項は、理事会が制定する『ドーピング禁止規程』の定めるところによる。
- ③ 『ドーピング禁止規程』に基づくドーピング検査を実施するため、ドーピング・コントロール小委員会を設置する。
- ④ ドーピング・コントロール小委員会に関する事項は、理事会が制定する『ドーピング・コントロール小委員会規程』の定めるところによる。

### 第233条〔アンチ・ドーピング特別委員会〕

- ① 前条の『ドーピング禁止規程』に対する違反行為についての調査、審議および制裁の決定を行なうため、アンチ・ドーピング特別委員会を設置する。
- ② アンチ・ドーピング特別委員会に関する事項は、理事会が制定する『アンチ・ドーピング特別委員会規程』の定めるところによる。